



平成 2 1 年 1 2 月 2 日

各市町教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長  
( 指 導 第 三 課 )

冬季休業中における児童生徒の指導等  
生徒指導の充実について ( 通知 )

冬季休業中は、年末年始にかけて開放的な雰囲気から生活習慣が乱れ、児童生徒が問題行動を起こしやすい時期であるとともに、毎年交通事故が多発する時期でもあります。

また、県内全域から寄せられる不審者情報は、本年度 9 月末現在 3 4 5 件で昨年の同時期より 2 6 件減少しているものの、不審電話や身体接触による被害件数が昨年同期と比べ多く発生しています。児童生徒が不審者の被害に遭うことのないよう、各学校において防犯教室を実施するなど児童生徒の安全確保に対する取り組みの充実を図ってください。

特に、昨年県警が摘発したインターネットのサイトを通じた児童買春などの福祉犯罪で、加害者と 1 8 歳未満の被害者が知り合ったきっかけの 7 割は「出会い系」ではない、いわゆる「一般サイト ( ゲームや掲示板などのサイト ) 」であり、このサイトを介して児童買春などの犯罪に巻き込まれるケースも見られます。

については、別紙資料を参考にして児童生徒に冬季休業の意義を十分理解させるとともに、一人一人が安全で充実した生活を送ることができるよう所管の各学校を指導してください。

なお、児童生徒の問題行動の指導に当たっては、体罰や行き過ぎた指導がないよう、教職員への指導の徹底を図ってください。

担 当 生 徒 指 導 係  
電 話 082-513-5043  
( 担 当 者 神 田 )